

募集要項等に関する質問に対する回答(千葉市子育て支援館)

No.	質問対象	頁	質問	回答
1	様式集表紙 7 納税証明書等 (1)市税完納及び特別徴収に関する証明書	-	(説明会) 千葉市内に事業所がなく千葉市に納めるべき市税がない場合、納めるべき市税がないことの証明書を提出すればよいでしょうか。	7(1)の説明書きに記載の通り、千葉市に納めるべき市税がないことについて証明書が発行されますので、その証明書を提出してください。
2	様式集表紙 7 納税証明書等 (1)市税完納及び特別徴収に関する証明書	-	千葉市に納税していない場合はどのようにしたらよろしいでしょうか。	7(1)の説明書きに記載の通り、千葉市に納めるべき市税がないことについて証明書が発行されますので、その証明書を提出してください。 参考HP (制度概要) https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/kazeikanri/chibacity_tax_proof.html (申請書ダウンロード) https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/zeisei/shinzeisho.html
3	様式集表紙 7 納税証明書等 (2)法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書	-	納税証明について 全事業年度分とは、同法人の他事業もすべて含めるといことを指すのか、法人開業時から全年度分の記載が必要なのかご教示ください。	7(2)の説明書きに記載の通り、未納の税額がないことの証明(その3の3)は、申請法人について、証明書交付日までに納期が到来している全事業年度分について、未納がないことが証明されるものです。
4	管理運営の基準 4 基本的事項 (3)その他 イその他管理体制に関する基本事項 (ア)職員配置	5	支援館には専門資格者を4人以上配置する。専門資格者はC及びD,Eに該当する職員を兼ねることができるとの記載があります。 例えば、Dに該当する子育てコーディネイターは1人以上配置とありますが、同日に1人が子育てコーディネイターと支援館の業務を兼ねるといことも可能ということでしょうか。それとも、コーディネイター業務をするものが、コーディネイターをしていない日に支援館の職員として配置することも可能ということでしょうか。	利用者支援事業のコーディネーターは最低1人は専任として配置していただく必要がありますが、例えば、対象者がいないときなどに、その他の業務に従事することは可能です。 ただし、c 地域子育て支援センター事業にあたる職員と兼ねることはできませんのでご注意ください。
5	管理運営の基準 4 基本的事項 (3)その他 イその他管理体制に関する基本事項 (ア)職員配置	5	現在の配置数を教えていただけますでしょうか。	現在の指定管理者の事業計画書等について市ホームページで公開していますので、ご確認ください。 (掲載HP) https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/sienkan2.html
6	管理運営の基準 8 自主事業について	18	現在実施している自主事業を教えてください。	現在の指定管理者の事業計画書等について市ホームページで公開していますので、ご確認ください。 (掲載HP) https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/sienkan2.html
7	駐車場について	-	きぼーの駐車場を職員が利用することは可能でしょうか。	きぼーの駐車場は、一般的な時間貸駐車場であり、誰でも利用可能です。 ただし、本来的には、施設利用者のための駐車場であること、子育て支援館を含む公共施設においては、混雑緩和のため、公共交通機関での来場を呼び掛けていることを踏まえ、ご対応ください。